

ミナト 消費者だより

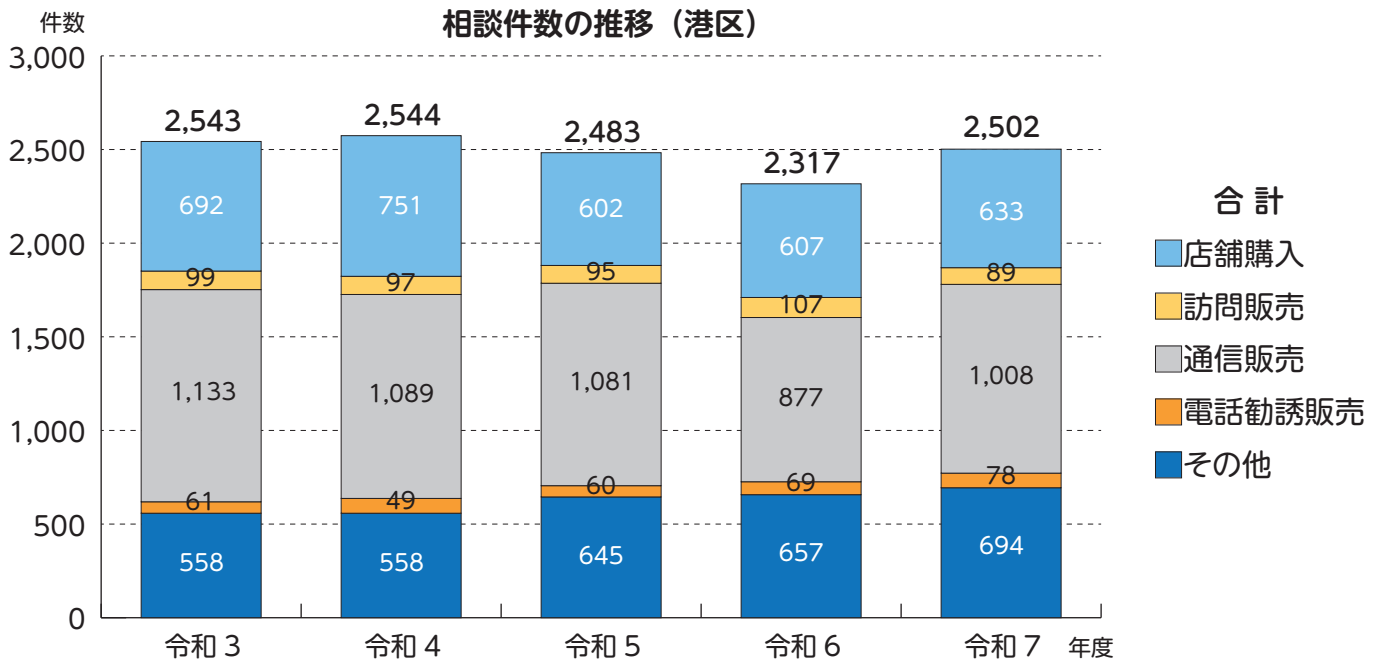
港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



令和 7 年度 港区消費生活相談の受付状況

1 相談件数 2,502 件

相談件数の推移（港区）



2 商品・役務別相談件数（上位5位）

	商品・役務名	件数	おもな相談内容
1	レンタル・リース・貸借	243	賃貸マンション、分譲賃貸マンション、賃貸アパート
2	商品一般	166	不審な電話、身に覚えのない荷物・請求、クレジットカードの不正利用
2	役務その他	166	求人広告、結婚相談所、質問サイト、鍵の開錠
4	医療	110	歯科治療、美容医療、オンライン診療
5	教室・講座	94	パーソナルジム、自動車教習所、スポーツ教室

港区立消費者センター

消費生活相談専用電話

TEL 03-3456-6827

〈相談日時〉

月曜～金曜（電話・来所）、土曜（電話のみ）※祝日、年末年始を除く
午前 9 時 30 分～午後 4 時まで

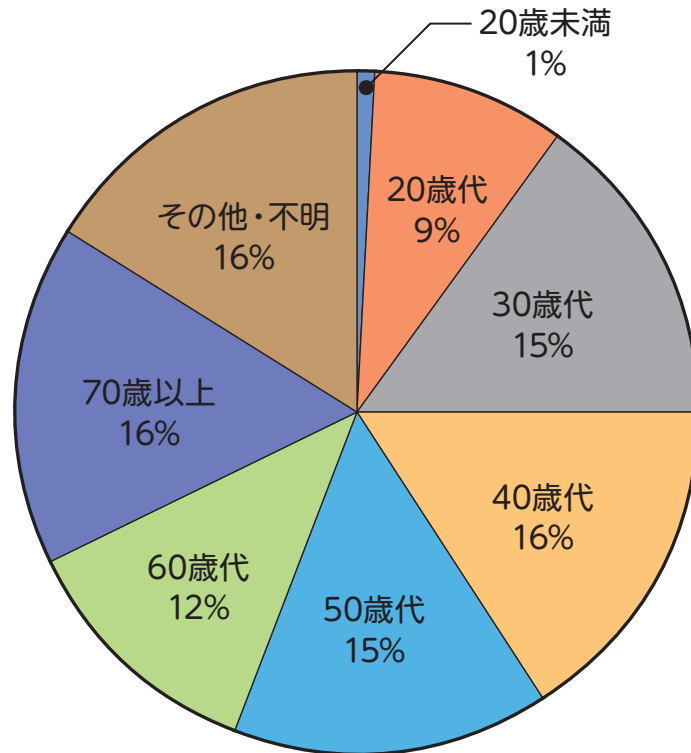
代表電話 TEL 03-3456-4159



港区ホームページ

詳しくは
ホームページを
チェック！
こちら

3 契約当事者の年齢別内訳



4 相談事例

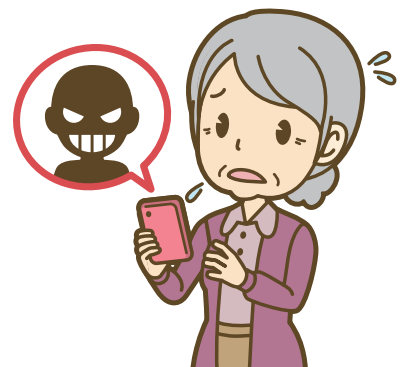
事例① 商品一般

スマホに海外から不審な電話がかかってきます。普段は無視していますが、今回電話に出てしまいました。相手が私の名前を確認したので、「間違いない」と答えてしまいました。その後の会話でおかしいと思いすぐに電話を切りましたが、相手が私の名前を知っていたので何か請求などされないか心配です。

【注意】

電話の相手は相談者の名前や電話番号などの記載がある名簿を持っていると思われます。その他、どのような情報を持っているのかは分かりませんが、今回相談者が電話に出たことにより、相談者が当該電話番号を使用していることは相手に知られてしまったと考えられます。今後は知らない電話に出ないように留守番電話機能を利用し、国際電話の利用も休止しましょう。

また、しばらくはクレジットカードの明細や郵便物、メール、ショートメールなどもよく確認しましょう。



事例② 役務その他

クレジットカードの利用明細に身に覚えのない事業者からの請求がありました。利用金額は 200 円と 5,000 円です。事業者名を調べたところ、質問サイトのように、このような契約をした覚えはありません。どうしたらよいですか。

【注意】

相談者に確認したところ、インターネットで何か質問した記憶はあるとのことでした。消費者センターで事業者のサイトを確認したところ、簡単なチャットでの相談の後、専門相談を受ける場合には必ず登録が必要で、トライアルの料金 200 円と表示されました。クレジットカード番号などを入力しないと次へ進めない構成になっていて、3日間のトライアル期間経過後は、自動で会員となり契約が継続される仕組みで、会員料金は月額 5,000 円でした。

「トライアル」「お試し」などと表示されている場合、自分で解約しないと有料会員などに移行し、会費などの料金が発生する場合がありますので注意しましょう。また、解約手続きが難しい場合もあるので、契約前に解約の条件や解約方法などをよく確認しましょう。

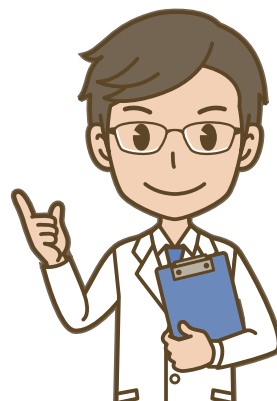


事例③ 医療

オンライン診療の予約をしましたでしたが、診察料、処方箋料、薬代で 80,000 円と説明されました。以前同じ症状でオンライン診療を受けた時よりも高額すぎるのでキャンセルしましたが、キャンセル料が 5,000 円かかりました。

【注意】

消費者センターでクリニックのサイトを確認すると、キャンセルについては、「キャンセルは可能であるが、予約後のキャンセルはキャンセル料 5,000 円かかる」と記載されていました。キャンセルの可否、料金や条件などは事前に確認しましょう。診察料については、自由診療の場合など、高額になることもあるので、気になることがあれば医師に説明を求めましょう。また、オンライン診療では薬の送料などがかかる場合もあるので注意が必要です。



事例④ 教室・講座

知人の紹介でタレント事務所に面接に行ったところ、合格しました。プロフィールなどの書類を書いて持参するように言われたので、後日タレント事務所に出向くと1年間の養成講座を受講するように言われ、契約してしまいました。冷静に考えると高額なので解約したいです。

【注意】



タレント・モデルなどの契約については、面接に合格した後に、「デビューするためにはレッスンを受ける必要がある」と言われ、レッスンを受講する契約を勧められる場合もあるので注意しましょう。レッスンを受講する契約が目的であることを知らされずに呼び出されて行った契約は、アポイントメントセールスとして、特定商取引法に定める書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフできる場合があります。



募集

地域で活動する仲間を募集しています！ 『港区消費者問題推進員』登録のお願い

港区では、区民の消費生活の安定及び消費者知識の向上を図るため、消費者問題の啓発について区と協働でボランティア活動していただく『港区消費者問題推進員』を設置しています。

『港区消費者問題推進員』としてご登録いただける方は、区内に居住する20歳以上で、区が開催する消費生活に関わる講座(消費者講座など)を修了し、消費者教育の推進及び消費生活に関する普及啓発活動を行う意思をお持ちの方です。(令和8年度は13名登録)

おもな活動内容

●運営会議、学習会の参加

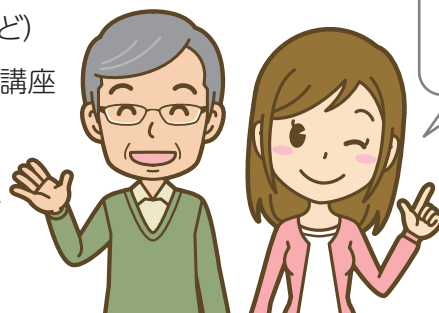
運営会議は毎月第3金曜日、午後1時30分～3時30分に行います。活動報告や今後の予定、グループ活動を話し合う定例の会議です。学習会は運営会議に併せて実施します。外部講師を招いて、消費者問題や啓発活動について学びます。(年3回程度)

●お住まいの地域での啓発活動(チラシ・情報紙の配布など)

●消費者センター職員と一緒に高齢者施設などでの出前講座

●消費生活展などのイベントでの啓発

推進員活動に必要な知識を得るための講座『消費者講座』も用意しています。ぜひ、ご参加ください。



詳しくはお問い合わせください！